出された地方調査の調査票を調査を実施した年の翌年一月一日から一年間保存しなければならない。

第二条　毎月勤労統計調査規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（報告義務） **第十六条**　全国調査第一種事業所又は地方調査第一種事業所の事業主は、第八条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事が当該事業主に配布する調査票を用いて報告しなければならない。 2～5　（略） （調査票の提出） **第十七条**　前条第一項及び第四項の規定による報告は、調査票を調査月の翌月の十日（特別調査にあつては、調査を実施する年の九月十日）までに、当該事業所を管轄する都道府県知事に提出することによつて行わなければならない。 2・3　（略） （電子情報処理組織による提出） **第十七条の二**　（略） 2　（略） 3　第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により報告する場合は、同項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。 （調査票の審査等） **第十八条**　都道府県知事は、第十七条第一項若しくは第二項又は第十七条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出された全国調査の調査票を審査し、厚生労働大臣が定める期限までに厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第十七条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出された調査票は、都道府県知事が審査を終了したときに厚生労働大臣に提出されたものとみなす。 （削る）	（報告義務） **第十六条**　全国調査第一種事業所又は地方調査第一種事業所の事業主は、第八条第一項各号に掲げる事項を厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事業主に配布する調査票を用いて報告しなければならない。 2～5　（略） （調査票の提出） **第十七条**　前条第一項及び第四項の規定による報告は、調査票を調査月の翌月の十日（特別調査にあつては、調査を実施する年の九月十日）までに、当該事業所を管轄する都道府県知事（ただし、厚生労働大臣から調査票の配布を受けた事業主においては厚生労働大臣）に提出することによつて行わなければならない。 2・3　（略） （電子情報処理組織による提出） **第十七条の二**　（略） 2　（略） 3　第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により報告する場合は、同項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が厚生労働大臣又は都道府県知事に到達したものとみなす。 （調査票の審査等） **第十八条**　都道府県知事は、第十七条第一項若しくは第二項又は第十七条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出された全国調査の調査票を審査し、調査月の翌月の十五日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 2　（略） **第十九条**　（削る）
都道府県知事は、第十七条第一項若しくは第二項又は第十七条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出された地方調査の調査票を審査し、集計した上で、結果原表を作成し、第二十一条第一項の規定によりその結果を公表した後、速やかに、厚生労働大臣に提出しなければならない。 （調査関係書類の保存） **第二十二条**　厚生労働大臣は、第十八条の規定により提出された全国調査及び特別調査の調査票を調査を実施した年の翌年一月一日から一年間、全国調査、地方調査及び特別調査の調査票を収録した磁気媒体並びにこれに基づく結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体を永久に保存しなければならない。 **第二十三条**　都道府県知事は、第十七条第一項若しくは第二項又は第十七条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出された地方調査の調査票を調査を実施した年の翌年一月一日から一年間保存しなければならない。	都道府県知事は、第十七条第一項若しくは第二項又は第十七条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出された地方調査の調査票を審査し、集計した上で、結果原表を作成し、第二十一条第一項の規定によりその結果を公表した後、速やかに、厚生労働大臣に提出しなければならない。 （調査関係書類の保存） **第二十二条**　厚生労働大臣は、第十七条第一項、第十七条の二第一項又は第十八条の規定により提出された全国調査及び特別調査の調査票を調査を実施した年の翌年一月一日から一年間、全国調査、地方調査及び特別調査の調査票を収録した磁気媒体並びにこれに基づく結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体を永久に保存しなければならない。 **第二十三条**　都道府県知事は、第十七条第一項若しくは第二項又は第十七条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第十九条第一項の規定により提出された地方調査の調査票を調査を実施した年の翌年一月一日から一年間保存しなければならない。